奈良県告示第四百二十八号

昭和三十九年四月奈良県告示第一号（分任出納員への事務の委任）の一部を次のように改正し、平成二十四年一月一日から施行する。

平成二十三年十二月二十八日

奈良県知事　荒　井　正　吾

表総務部税務課に勤務する出納員の項中「及び県税事務所」を「、県税事務所及び自動車税事務所」に改め、同表会計局に勤務する出納員の項中「県税事務所」の下に「、自動車税事務所」を加え、同表県税事務所に勤務する出納員の項中

県税事務所に勤務する出納員

を

県税事務所及び自動車税事務所に勤務する出納員

に、「当該県税事務所」を「当該事務所」に改める。